

2009年度夏期手当

短時間社員		(基本給の月額+調整手当の月額) × 基準日以前6か月の在職期間に応じ定める月数 ・在職期間が6か月 1. 29月 ・在職期間が3か月以上6か月未満 0. 774月 ・在職期間が3か月未満 0. 387月	夏期手当における在職期間に応じ次に定める額を加算 ・在職期間6か月 2, 500円 ・在職期間3か月以上6か月未満 1, 500円 ・在職期間3か月未満 750円
期間雇用社員	エキスパート社員 (月給制・時給制)	基本賃金額×基準日以前6か月の在職期間に応じ定める月数 ・在職期間6か月 2. 15月 ・在職期間3か月以上6か月未満 1. 29月 ・在職期間3か月未満 0. 645月	夏期手当における在職期間に応じ次に定める額を加算 ・在職期間6か月 5, 000円 ・在職期間3か月以上6か月未満 3, 000円 ・在職期間3か月未満 1, 500円
	月給制 契約社員	基本賃金額×0. 3×1. 8	3, 000円
	時給制 契約社員 パート タイマー	基本賃金の合計額÷6×0. 3×基準日前6か月の実際勤務日数に応じ定める割合 ・実際勤務日数が120日以上 1. 3 (※) ・実際勤務日数が100日以上 1. 2 ・実際勤務日数が80日以上 1. 1 ・実際勤務日数が80日未満 1. 0 ※1日の正規の勤務時間数が8時間である者は1. 8	夏期手当における基準日前6か月間における正規の勤務時間数の総数を6で除した時間数に応じ次に定める額を加算 ・Aランク、84時間超 2, 000円 ・Aランク、84時間以内 1, 000円 ・Bランク、84時間超 1, 000円 ・Bランク、84時間以内 500円